

平成27年1月30日  
福祉部指導監査室居宅事業者課

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消しについて

介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社実広
- (2) 代表者 代表取締役 江原 一美 (えはら かずみ)
- (3) 所在地 東大阪市長田中一丁目2番31号

2 事業所名称、所在地、事業の種類及び指定又は登録年月日

- (1) 事業所名称 介護センターふれあい広場 (訪問介護、介護予防訪問介護)
- (2) 所在地 東大阪市内小阪五丁目6番1号 栄ハイツ八戸ノ里 203
- (3) 指定年月日 平成23年3月1日

3 指定取消し年月日 平成27年1月31日

4 指定取消しの理由

上記事業所において、適切に運営基準が順守されていなかったこと、本市の監査において職員に対し虚偽の報告や答弁があったこと、介護給付費の請求に関して不正があったこと等が、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項に該当するため。

5 事業者に対する経済上の措置

請求額 1,046,040円